



《会計・税務の知識》 賃上げ促進税制～えるぼし・くるみんとは

はじめに

2024年度税制改正のなかで、賃上げ促進税制の控除率の上乗せ加算に「えるぼし認定」「くるみん認定」というワードが入っていました。

今回は、「えるぼし認定」「くるみん認定」についてご説明いたします。

1. えるぼし認定

(1) えるぼし認定とは

2015年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて制定された認定制度です。「星」のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いが込められています。

(2) 認定基準

えるぼし認定を受けるには、次の5つの評価項目について、1つ以上基準を達成し、「女性の活躍推進企業データベース」に実績を公表する必要があります。

- ① 採用
- ② 継続就業
- ③ 労働時間等の働き方
- ④ 管理職比率
- ⑤ 多様なキャリアコース

(3) えるぼし認定のグレード

えるぼし認定は上記の5つの評価項目をいくつ満たしているかによって3つのグレードに分かれています。

- 1段階目（一つ星）・・・1～2つ
- 2段階目（二つ星）・・・3～4つ
- 3段階目（三つ星）・・・5つ

プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定を受けた事業主のうち、目標達成や実施状況が特に優良である場合に、申請により受けることができる制度です。

2. くるみん認定

(1) くるみん認定とは

「子育てサポート企業」として、一定の要件を満たした企業の場合、申請により厚生労働大臣から受けることができるものです。

くるみんという愛称には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められています。

(2) 認定基準

くるみん認定を受けるには、次の9つの認定基準を満たす必要があります。

- ① 適切な行動計画の策定
- ② 計画期間が2年以上5年以下
- ③ 行動計画の実施・達成
- ④ 行動計画の周知
- ⑤ 男性従業員の育児休業等の取得
- ⑥ 女性従業員の育児休業等の取得率70%以上
- ⑦ 子育て従業員に対する制度を実施
 - (イ) 育児休業に関する制度
 - (ロ) 所定外労働の制限に関する制度
 - (ハ) 所定労働時間の短縮措置
 - (ニ) 始業時刻変更等の措置に準ずる制度
- ⑧ 労働環境整備の措置
 - (イ) 所定外労働削減の措置
 - (ロ) 年次有給休暇の取得促進の措置
 - (ハ) 働き方の見直しにつながる多様な労働条件整備の措置
- ⑨ 法・ルールの遵守

(3) プラチナくるみん認定

プラチナくるみん認定とは、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業が、一定の要件を満たした場合に、申請により受けることができる制度です。

【えるぼし認定マーク】

【くるみん認定マーク】



おわりに

「えるぼし」「くるみん」の認定を受けることで、企業ブランド・企業イメージが向上することが期待できます。女性の働きやすい環境づくりや育児を推進し、積極的にこれらの認定を受けることを考えてみてはいかがでしょうか。（担当：齋藤桂）